



2026年5月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 知 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 河 合 祐 子
(コード番号：8416 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 統 括 部 長 植 田 伸 一
(電話番号 088-822-9311)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社高知銀行（頭取 河合 祐子）は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の当行第146期定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

2026年6月26日開催予定の当行第146期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款一部変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（金）（予定）

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

以 上

(別紙)

【定款変更案】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当銀行は、取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第<u>34</u>条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(第2種優先中間配当金)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当銀行は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第<u>29</u>条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(第2種優先中間配当金)</p>

現行定款	変更案
<p>第11条の3 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第11条の3 当銀行は、第29条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
<p>第11条の4～第17条の3（条文省略）</p>	<p>第11条の4～第17条の3（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>（員数）</p>	<p>（員数）</p>
<p>第18条 当銀行の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p>	<p>第18条 当銀行の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>9名以内とする。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>2. 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>（選任）</p>	<p>（選任）</p>
<p>第19条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第19条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2.（条文省略）</p>	<p>2.（現行どおり）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>3. 当銀行は、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>（任期）</p>	<p>（任期）</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠もしくは増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了まで</u></p>	<p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(役付取締役)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役頭取が招集してその議長となる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>6. <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 当銀行は、取締役会の決議をもって取締役頭取1名のほか、取締役会長、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役を取締役の中から選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代り取締役頭取の職務を行う。</p>	<p>第22条 当銀行は、取締役会の決議をもって取締役頭取1名のほか、取締役会長、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役を取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>がこれに代り取締役頭取の職務を行う。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(責任限定契約)</p> <p>第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第26条 当銀行の監査役は、3名以上とする。</p>	
<p>(選任)</p> <p>第27条 <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、監査役をもって組織する。</u></p> <p><u>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第<u>26</u>条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第<u>27</u>条 監査等委員会は、監査等委員をもって組織する。</p> <p>2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>31</u>条 (現行どおり)</p>